

議案第 5 9 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「。以下「省令」という。」を削る。

第 6 条第 1 項中「次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、政令第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに規定する者にあっては第 2 号から第 6 号まで、同項第 8 号に規定する者にあっては第 4 号から第 6 号まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等にあっては第 5 号及び第 6 号）に」を「次に」に改め、同項第 4 号アを次のように改める。

ア その者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 424 号）第 1 条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧政令」という。）第 6 条第 4 項に規定する場合 旧政令

## 第6条第5項第1号に規定する金額

第6条第1項第4号イ及びウ中「政令」を「旧政令」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その者的心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある者として、次の表の左欄に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「要介護者等」という。）を除く。）にあっては、同表の右欄に定める条件を具備するときは、市営住宅の入居の申込みをすることができる。

区分	条件
(1) 60歳以上の者	前項第2号から第6号までに該当すること。
(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの	
(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの	
(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者	
(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留	

	邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者	
(6)	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの	
(7)	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等	
(8)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	前項第4号から第6号までに該当すること。
(9)	被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等	前項第5号及び第6号に該当すること。

3 市長は、市営住宅の入居の申込みをした者が要介護者等に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該市営住宅の入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、

受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第7条第1項中「前条第1項」を「前条第1項及び第2項」に、「同条第2項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、政令第6条第1項第1号から第7号までに規定する者にあっては前条第1項第2号から第6号まで、政令第6条第1項第8号に規定する者にあっては前条第1項第4号から第6号まで)に掲げる条件」を「に掲げる条件(同条第2項の表の左欄に掲げる者にあっては、同表の右欄に定める条件)」に改める。

第30条第1項中「政令」を「旧政令」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成24年度から平成27年度までの間における入居申込者の資格の特例)

1 1 平成24年度から平成27年度までの間における市営住宅の入居申込者の資格に係る第6条第2項の表の規定の適用については、同表中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 理　　由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正を踏まえ、市営住宅の入居申込者資格のうち同居親族要件を本条例に定めるとともに、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。